

熊本市骨髄等移植ドナー助成金交付要綱

制定 令和4年3月25日市長決裁

改正 令和6年11月30日医療対策課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における骨髄又は末梢血幹細胞（以下、「骨髄等」という。）の提供者（以下、「ドナー」という。）に必要な支援を行い、もって骨髄等移植の推進等を図るため、ドナーに対し交付する熊本市骨髄等移植ドナー助成金（以下、「助成金」という。）について、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成金の交付の対象となる者（以下、「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 骨髄等のドナーで採取まで完了した者であって、採取の完了時点において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条第1項の規定に基づき熊本市に住民登録されている者であること。
- (2) 他の地方公共団体が実施する同様の趣旨の助成等を受けていない者であること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。

(対象となる事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業は、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）」第2条第5項の規定に基づき行われる公益財団法人日本骨髄バンク（以下、「バンク」という。）が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業に該当する事業とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象者が次に掲げる骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談（以下、「通院等」という。）に要した日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき14万円を上限とする。ただし、通院等に要した日数は熊本市に住民登録されている期間に限る。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血採血のための通院
- (3) 骨髄等採取のための入院
- (4) その他骨髄等の提供に関して、バンクが必要と認める通院等

(交付の制限)

第5条 この要綱による助成金の交付は、1助成対象者につき、一の年度に1回を限度とする。

(交付の申込み)

第6条 助成金の交付の申込みをしようとする者（以下、「申込者」という。）は、熊本市骨髄等移植ドナー助成金交付申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、骨髄等の採取が完了した日（採取に係る入院をして退院した日）の翌日から起算して1年以内に、市長に提出しなければならないこととする。ただし、天災その他市長がやむを得ない理由があると認める場合についてはこの限りではない。

- (1) バンクが発行する骨髄等の提供を証する書類（通院等の日数が確認できるもの）
- (2) 市税滞納有無調査承諾書（様式第2号）
- (3) 住民票の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 前条の規定による助成金の交付の申込みがあった場合は、速やかにその内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、熊本市骨髄等移植ドナー助成金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申込者に通知するものとする。

2 助成金の不交付を決定したときは、熊本市骨髄等移植ドナー助成金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申込者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定による交付決定通知を受けた者は、熊本市骨髄等移植ドナー助成金交付請求書（様式第5号）

を速やかに市長に提出しなければならないこととする。

(交付決定の取消し)

第9条 申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申込者に係る交付決定を取り消すことができることとする。

(1) 助成対象者としての要件を満たさなくなった場合

(2) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けた場合

2 前項の規定による交付決定の取消しがあった場合において、申込者が既に助成金の交付を受けている場合は、直ちにその返還を請求することとする。

(雑則)

第10条 助成金の交付は、予算の範囲内で行うこととする。

2 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以降の骨髓等の提供に係る通院等について適用する。

附 則

1 この要綱は、令和6年11月30日から施行する。